

# 八木山地区社会福祉協議会 会則

## (目的)

第1条 八木山地区社会福祉協議会（以下「本会」という）は、地域のみんがが主役となり、互いにささえあい、安心して心豊かに暮らせるまちづくりを行うことを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、八木山地区社会福祉協議会と称する。

## (事務所)

第3条 本会の事務所は、各務原市つつじが丘4丁目6番地に置く。

## (会員)

第4条 本会の会員は、第1条の目的に賛同する八木山地区に居住する者等とする。

## (事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報・宣伝及び啓発
- (4) 関係機関・団体との連絡及び調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動への援助
- (6) 社会福祉に関する調査及び研究
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

## (協議体)

第6条 本会は、協議体として理事会・評議員会及び理事評議員合同会議（以下、合同会議と略称記述する）を置く。

- 2 理事会・評議員会及び合同会議は、会長が招集する。
- 3 理事会・評議員会及び合同会議は、構成員の過半数の出席者をもって成立する。
- 4 議事は、出席者の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決する。  
なお、書面による委任状をもって議決に加わることができる。

## (理事会)

第7条 理事会は、地区社協の理事で構成し、随時開催する。

- 2 理事会に議長を置き、会長・副会長をもってこれにあてる。
- 3 理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業の方針及び運営に関する事項
  - (2) 理事から提案された議案、総会に付議する事項
  - (3) その他、会長が付議した事項

## (評議員会)

第8条 評議員会は、評議員により構成し、年1回開催する。

- 2 評議員会には、会長・副会長及び事務局長が出席する。

また、必要に応じ部会代表等を参加させることができる。

- 3 評議員会に議長を置き、評議員・正副会長及び事務局長の互選で定める。
- 4 評議員会は、次の事項のほか、地域福祉に対する意見交換・要望収集を行う。
  - (1) 本会の事業に関する事項
  - (2) 事業報告及び事業計画に関する事項
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項

#### (合同会議)

第9条 合同会議は、当年度と前年度の理事及び評議員で構成し、年度初めに定期合同会議として開催する。

- 2 合同会議に議長を置き、会長または副会長をもってこれにあてる。
- 3 定期合同会議は、次の事項を審議する。
  - (1) 本会の方針に関する事項
  - (2) 事業報告及び決算報告
  - (3) 事業計画及び予算案
  - (4) 会則等の制定及び改廃
  - (5) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 合同会議で承認された審議事項は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下「市社協」という）・松が丘連合自治会・つつじが丘連合自治会及び全会員に報告する。
- 5 理事及び評議員の過半数から理由を示して合同会議開催の要求があった場合、会長は当年度の理事及び評議員で構成した臨時合同会議を招集しなければならない。

#### (役員等)

第10条 協議体に次の役員を置く。

- (1) 理事会                      理事・・・若干名
- (2) 評議員会                  評議員・・・若干名
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
- 3 上記役員以外に次の者を置く。
  - (1) 会計監査員                      2名
  - (2) 福祉推進員                      2名
  - (3) 事務局員                          若干名

#### (役員等の選出)

第11条 理事は、会長・副会長・部会代表・企画運営委員長・事務局長及び本会で互いに協働する団体の代表をあて、別途に役員選出基準に定める。

- 2 会長は理事の中から理事会で後任と共に選任し、副会長は民生委員児童委員代表をあてる。
- 3 評議員は、各自治会代表や福祉活動にかかわる団体の代表及び理事会により選任された福祉に理解と関心のある者によって構成し、別に定める「役員選出基準」による。
- 4 会計監査員は、前年度までの地区社協役員・事務局員の経験者から理事会で選任する。  
なお、理事・評議員及び事務局に所属する者は兼任できないものとする。
- 5 福祉推進員は、松が丘連合自治会及びつつじが丘連合自治会から選出された者をあて、事務局員とする。
- 6 事務局員は、理事会により承認を受けた者とする。

(役員等の任期)

第12条 役員等の任期は、1年とし再任は妨げない。

ただし、会長・副会長・企画運営委員長・事務局長は3年を超えて、その任に就くことはできない。

2 補欠により就任した役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員等は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員等の職務と会の執行)

第13条 会長は、本会を代表し、主として協議体の会務を統括する。

2 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

3 部会代表は、自らの組織を代表し、その業務を統括する。

4 企画運営委員長は、企画運営委員会を代表し、その業務を統括する。

5 事務局長は、本会の会務を総括するとともに事務局の業務を統括する。

6 理事は、理事会を執行する。

7 評議員は、評議員会を執行する。

8 会計監査は、本会の会計の執行状況を監査する。

9 事務局員は、本会の業務運営を補佐し事業活動を推進する。

(部会)

第14条 本会に地域に直接働きかけるサービスの実行部門として各種の部会を置き、各々の部会代表は別に定める「役員選出基準」による。

2 各部会の運営は、理事会で承認された運営規則に定める。

3 部会の代表者は理事会で選任し、運営メンバーは部会内で選任する。

4 部会の活動経過と方針及び収支報告と予算は、理事会で報告し承認を受ける。

(企画運営委員会)

第15条 本会に、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、事務局や各部会と連携して地区社協の組織基盤の強化や拠点整備や活動の可視化を推進すると共に自主的資金開発とその運用を行う。また、その運営は理事会で承認された運営規則に定める。

3 委員会の委員長は理事会で選任し、副委員長及び委員は、委員会内で選任する。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、本会すべてを円滑に推進するために各役員と連携し、広報・総務・会計及び地区社協の事務所や活動拠点の管理等の業務を行う。

3 広報は、地域福祉情報や本会の事業・活動内容を広く住民に知らせる。

4 事務局長は理事会で選任し、事務局員は、本会の目的に賛同する者を選任する。

(経費)

第17条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

(1) 市社協からの地区社協交付金

- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金・協賛金及びその他助成金
- (5) その他の収入

(会計区分)

第18条 本会の会計区分は、一般会計と特別会計とし別に定める会計事務規程による。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第20条 この会則を変更しようとするときは、合同会議の議決を得なければならない。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(付則)

- 1 この会則は、平成27(2015)年4月12日から施行する。
- 2 一部改訂 平成28(2016)年4月10日
- 3 一部改訂 平成29(2017)年4月09日
- 4 一部改訂 平成30(2018)年4月08日
- 5 一部改訂 平成31(2019)年4月08日
- 6 一部改訂 令和3(2021)年4月11日
- 7 一部改訂 令和4(2022)年4月10日
- 8 一部改訂 令和6(2024)年4月14日
- 9 一部改訂 令和7(2025)年4月13日